

慶應義塾大学 法学部 9月入学について

2019年3月

慶應義塾大学法学部学習指導

法学部では2008年（平成20年）度から9月入学を実施しています。ついては、以下の注意事項をよく読んで、9月に入学するか、翌年4月に入学するかを選択してください。

1. 通年半期制について

法学部では、法律学科、政治学科ともに、ほとんどの授業科目は半期制になっています。ただし、学年そのものは4月から始まる通年制を採用しており、また多くの科目で春学期と秋学期の授業内容に継続性があるため、完全な半期制とはなっていないことに注意してください。第1学年の秋学期に履修できる科目は、4月に行われた履修申告時に定員に満たなかったものに限られます。

9月に入学すると進級も9月になり、卒業には4学年在籍する必要がありますので、卒業も9月となります。また、日吉キャンパス（第1・2学年）から三田キャンパス（第3・4学年）に進級する時期も9月となりますが、これに伴って、通常日吉・三田キャンパスに併行して通学する期間が生じるため、履修上の注意が必要になります。

2. 必修外国語科目の履修について

必修外国語科目は、7言語から2つを選択します。必ずしも英語を履修する必要はありません。履修開始時期は、英語とフランス語の一部科目は第1学年秋学期から、それ以外は翌年4月からの履修となります。

- ・第1学年秋学期に履修可能な外国語：英語、フランス語（既習クラスのみ）
- ・翌年4月から履修する外国語：ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、ロシア語、朝鮮語

*英語履修に関する注意：法学部には超上級（外国語特殊）、上級（英語第IVレベル2）、準上級（英語第IVレベル1）、標準（英語第Iと英語第IIレベル2）クラスがあり、どのレベルが相応しいかは学習指導担当教員が判断します。また、春学期からの継続性を重視するため、秋学期から履修する場合には追加の課題が与えられることもありえますので、その点を承知しておいてください。

*フランス語履修に関する注意：秋学期から既習クラス（既習レギュラー・既習インテンシブ）を履修するには、1年程度、もしくはそれ以上、すでにフランス語を学んでいることが前提です。初めてフランス語を学ぶ初習クラス（初習レギュラー・初習インテンシブ）は、翌年4月からの履修となります。

3. 研究会（ゼミ）について

9月入学の場合、通常は第3学年から始まる各学科の研究会（ゼミ）の履修は以下のようになります。

法律学科：研究会により、第2学年後半時（2021年度春学期）もしくは第3学年後半時（2022年度春学期）から履修します。第2学年前半時（2020年度秋学期）に説明会が行われるので、その点について確認してください。

政治学科：第2学年後半時（2021年度春学期）から履修します。

4. 日吉・三田キャンパスへの併行通学について

以上のことから分かるように、9月入学の場合、第2学年後半の春学期から第3学年前半の秋学期は日吉・三田キャンパスの両方に通う可能性が大であり、通学・勉強上の負担が増えることを覚悟しておいてください。それまでに余裕をもって科目を履修し、単位を取得しておく必要があるでしょう。

ただちに大学に入学し、最初は限られた科目になるかもしれないけれど、少しでも早く法学部の授業に接したいという人もいるでしょうし、あるいは、入学まで半年待つのは不本意ではあるけれど、その間は、例えば留学をして見聞を広めるなど、有意義に時間を過ごそうと考える人もいるかもしれません。法学部ではいずれの選択も可能です。まずしっかりと自分の学生生活をプランニングし、9月入学、4月入学のメリット、デメリットをよく考え、また保証人（保護者）ともよく相談した上で、9月から入学するか、翌年4月に入学するかを決定してください。

5. 春学期に履修者数制限が行われた科目について

9月入学者には、履修申告の機会が年に2回あります（各学期開始直後）。春学期には春学期科目・秋学期科目・通年科目を申告でき、秋学期には秋学期科目のみ申告できます。

履修者数が多い科目については履修者数制限が行われます。春学期履修申告期間後に履修者数制限が行われた科目については、例え秋学期科目であっても秋学期履修申告期間には申告対象外となります。また、上級学年設置科目は履修申告できないという制約もあります。

そのため、春学期の時点で第2学年設置秋学期科目に履修者数制限が行われた場合、第1学年後半時（春学期）にも第2学年前半時（秋学期）にも履修申告はできませんので注意してください。

以上